

臨時休業等の判断基準について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本校教育に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本校では、台風及び異常気象により警報が発表された場合や一定震度以上の地震が発生した場合の対応に関しまして、下記のように定めておりますのでよろしくお願いいたします。

記

1 気象警報に対する判断基準 「大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪警報」のうち、**2つ以上**発表されている場合

- (1) 午前6時の気象情報で、広島県南部（広島市を含む地域）に上記の警報が2つ以上発表されている場合は、**自宅待機**とします。
- (2) 午前8時までに警報が1つに、またはすべて解除された場合は、**午前10時より授業を行います。**
- (3) 午前10時までに警報が1つに、またはすべて解除された場合は、**午後1時より授業を行います。**
- (4) 午前10時の時点で警報が2つ以上継続していれば、**臨時休業（休校）**とします。

2 気象警報に対する判断基準 「**台風の影響による大雨、洪水及び暴風警報**」が**1つ**でも発表されている場合

- (1) 午前6時の気象情報で、広島県南部（広島市を含む地域）に台風接近に伴う「大雨、洪水、及び暴風警報」が1つでも発表されている場合は、**自宅待機**とします。
- (2) 午前8時までにすべての警報が解除された場合は、**午前10時より授業を行います。**
- (3) 午前10時までにすべての警報が解除された場合は、**午後1時より授業を行います。**
- (4) 午前10時の時点で警報が1つでも継続していれば、**臨時休業（休校）**とします。

なお、広島県南部に警報が発表されていない場合でも、地域によっては警報が発表されている場合がありますので、各家庭で確認の上、登校の可否を判断してください。

3 一定震度以上の地震の発生に対する判断基準

広島市において、「**震度5弱**」以上の地震が発生した場合は、全ての市立幼稚園・小・中・高等学校において、次のような対応とします。

『**17時から24時までに発生した場合には、翌日を一齐臨時休校とします。また、0時から8時30分までに発生した場合には、当日を一齐臨時休校とします。**』

また、「登校中に地震が発生し学校に登校した場合」、「在校中に発生した場合」、「下校中に地震が発生し学校に戻ってきた場合」は、原則として、次のように対応します。

- (1) 『保護者が引き取りに来るまで、学校待機とします。引き取り開始時刻については災害の程度によって異なると予想されます。』
- (2) 災害の状況により、保護者と連絡が取れ、安全が確認できれば、順次下校させます。
- (3) 上記以外の緊急災害等が発表された場合は、安全が確認できるまで、学校待機とします。

4 気象警報に対する判断基準 「**特別警報**」が発表されている場合

午前6時の気象情報で、広島県南部（広島市を含む地域）に「特別警報」が発表されている場合、**臨時休業（休校）**とします。

「登校中に特別警報が発表され、学校に登校した場合」、「在校中に特別警報が発表された場合」、「下校中に特別警報が発表され、学校に戻ってきた場合」は、原則として、次のように対応します。

- (1) 『保護者が引き取りに来るまで、学校待機とします。引き取り開始時刻については災害の程度によって異なると予想されます。』
- (2) 災害の状況により、保護者と連絡が取れ、安全が確認できれば、順次下校させます。